

寄附の方法

★まずは、下記問合せ先に電話にてご連絡ください。お手続きについてご説明します。

1 寄附申出書に必要事項を記入の上、下記担当へ提出

■寄附申出書の提出先・問合せ先
山形県観光文化スポーツ部スポーツ振興課プロスポーツ振興担当
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1
TEL:023-630-3156

2 山形県から送付する納入書または金融機関口座への振込により寄附金を支払い

3 入金確認後、山形県から企業へ寄附金の受領証を送付

4 企業において受領証に基づき地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象である旨を申告し、税額控除を適用

〈寄附申出の記入例〉

様式1 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 寄附申出書

○年○月○日 **申出書の作成日をご記入ください**

山形県知事 様

法人名 **株式会社〇〇**
代表者名 **代表取締役社長 山形太郎** **代表者印の押印は不要です**
所在地(本社) **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地** **国税庁が指定する13桁の法人番号をご記入ください**
法人番号 **1234567890123**

山形県の「モンテディオ山形新スタジアム建設支援等事業」に賛同し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1 寄附申出額 金 **〇〇〇〇〇**円 **寄附金額をご記入ください**

2 支払予定時期 **〇**年**〇**月(決算月 **〇**月)

3 支払方法(希望する方に○印を記入ください。)

<input type="radio"/>	県が発行する納入書での支払
<input type="radio"/>	金融機関口座への振込による支払*

*金融機関口座への振込による支払の場合、発生する手数料を御負担いただきます。

4 内閣府や県ホームページ等での公表の可否(該当する項目に○印を記入ください。)

<input type="radio"/>	同意する(法人名・寄附金額の公表)
<input type="radio"/>	同意する(法人名のみ公表)
<input type="radio"/>	非公表

後日、ご寄附の内容を公表する予定ですので希望されない項目があれば、こちらにお示しください

5 担当者連絡先 **納入通知書等の送付先となります**

所属	〇〇部
氏名	山形花子
受領証等送付先住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇

※ 申出に当たっては、裏面の誓約を確認のうえ、□に○印を記入してください。



山形を繋ぐ

~Rediscovery YAMAGATA~

新スタジアムを拠点とした地域活性化プロジェクト

寄附企業募集

〈山形県 企業版ふるさと納税〉



・地域ブランディングに貢献する新たなシンボルの創出
新スタジアムは、山形の新たな象徴として、地域の誇りを体現します。この施設は、山形の独自性や魅力を内外に示す象徴的な存在となり、訪れる人々に山形の素晴らしさを再認識させる拠点となることを目指します。新たな地域のブランドイメージを築き、山形の未来に向けポジティブな発信源として機能することを目指します。

・交流人口および関係人口増加への寄与
スポーツに限らず、多彩な文化や交流を育む場所として、多くの人々を惹きつけます。スタジアムは、地域の活性化を促進するだけでなく、国内外からの訪問者にとって魅力的な交流の場となります。ここで開催されるイベントや活動を通して、人々が夢や目標を実現し、新たなつながりを生み出す場として機能することで、地域の関係人口を増加させる役割を目指します。

・持続可能なまちづくり
環境に優しい設計と運営を通じて、地域全体の持続可能な成長を支えます。スタジアムは、エネルギー効率の高い技術や資源循環型のシステムを採用し、地域経済の発展と環境保護を両立させます。また、地元企業との連携を強化し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進します。これにより、山形が未来にわたって持続可能なまちづくりの模範となることを目指します。

実施主体：株式会社モンテディオフットボールパーク

お問い合わせ先

■事業内容について

株式会社モンテディオフットボールパーク
〒994-0000 山形県天童市山王1番1号
TEL:023-666-8882 FAX 023-655-9291
MAIL:mfp@montedio.co.jp

■寄附金の手続き

山形県観光文化スポーツ部スポーツ振興課プロスポーツ振興担当
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1
TEL:023-630-3156

建設地

周辺の主要交通拠点には比較的短い時間での到達が可能です。

新スタジアムの計画地は、現在の山形県総合運動公園特設駐車場内となります。山形県と宮城県の県境に近い位置で、日本海、太平洋ともに約90分で到達できるところにあり、地域の主要交通拠点からのアクセスも非常に良好な場所となります。また、昨今の気候変動による自然災害の影響を受けることが非常に少ない地域でもあります。

プロジェクト構想

1 観光と交流のハブ

スタジアム利用者の他、国内外からの観光やビジネスのお客様を迎える交通・インフォメーション拠点となるインフラを整備します。



試合会場内のイメージ

2 ビジネスの新拠点

多様な働き方や生活スタイルに対応すべく、シェアオフィスや多様なワークスペースを整備し、施設や設備を導入し、スタートアップや企業の挑戦を後押しします。



アートイベント開催時のイメージ

3 山形の魅力発信

地元産業・食・文化などを紹介し、訪れる人に新しい体験を提供致します。展示・アンテナショップ・イベントを通じて地域の魅力を継続的に発信します。

4 健康・ウェルネスの拠点

多世代が参加できるトレーニングや交流の場を整備し、地域住民の健康づくりと繋がりを支援します。



スタジアムの多角的活用事例

5 防災・環境モデル

災害時の防災拠点化(一時避難所や防災倉庫の設置等)、平時は再生可能エネルギーを活用したサステナブルなスタジアムとして、安心と環境を守ることを目指します。

6 多目的なにぎわい空間

スポーツ観戦から音楽ライブ、アート展示まで、多様なイベントを恒常的に開催し、地域に活気を生み出します。

記念品(寄附銘板)について

ご寄附いただいた企業様のお名前は、感謝の気持ちを込めて寄附銘板に刻印し、掲出させていただきます。銘板のサイズにつきましては、ご寄附の金額に応じて下記の通りご案内申し上げます。

(大) H160×W320mm対象:100万円以上のご寄附

(小) H80×W160mm対象:100万円以下のご寄附

※ちょうど100万円のご寄附は(小)サイズでの掲出となります。

●仕様

素材:真鍮 刻印:一色掲出
表記:社名もしくは商品名を記載可能
ロゴの掲載:可能
個別レイアウトの指定は不可



寄附銘板のイメージ



令和7年度寄附目標額

5,000万円 ※寄附額のうち3%は山形県のスポーツ振興事業に活用します

企業版ふるさと納税制度の活用

企業版ふるさと納税制度を活用し 税額軽減9割により、実質負担1割で地方創生に貢献!

対象 山形県外に本社*がある法人 ※この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します

企業版ふるさと納税とは法人(企業)の皆様が、地方公共団体の行う地方創生の取組に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けることができる仕組みです(本プロジェクトは地方創生の取組に該当)。損金算入による軽減効果と税額控除(法人住民税、法人税、法人事業税)による減税を合わせて、最大で寄附額の約9割を軽減することができます。

※税額控除には上限が設けられており、実際の軽減効果が9割未満となる場合があります

※企業版ふるさと納税の活用にあたっては顧問税理士にご相談ください

税額控除について

例えば100万円を寄付すると軽減効果が90万円。実質的な企業負担は10万円に!

① 通常寄附では寄附額の約3割が損金算入となりますが、通常寄附の場合における約3割の損金算入に加え、

企業版ふるさと納税を活用した寄附では

②-1 [法人住民税]寄附額の4割を税額控除(上限:法人住民税法人税割額の20%)

②-2 [法人税]法人住民税で4割に達しない場合、その残額を寄附額の1割を限度に税額控除(上限:法人税額の5%)

③ [法人事業税]寄附額の2割を税額控除(上限:法人事業税額の20%)



最大で約9割の軽減効果が得られます!

※税額には上限が設けられており、実際の軽減効果が9割未満となる場合があります

企業にとってのメリット

税額軽減効果のほか、次のようなメリットが寄附を行った企業にはあります。

社会貢献による 企業のイメージアップ	県のホームページや 広報で企業のPR	SDGsの推進	パートナーシップ	新スタジアム内への 記念プレート設置
-----------------------	-----------------------	---------	----------	-----------------------

・寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています
・寄附をいただいた企業の皆様は、山形県公式ホームページ、モンテディオフットボールパークホームページでご紹介させていただきます
・寄附をいただいた企業の皆様は、モンテディオフットボールパークに設置する記念プレートでご紹介させていただきます
・制度の詳細は、内閣府地方創生推進事務局のホームページをご確認ください